

令和6年度 港湾請負工事積算基準 新旧対比表

掲載頁	現行(旧)	改定(新)	コメント																																				
第2編 測量・調査等業務 2編 1節 測量業務 P2-1-4	<p><b>2-4 諸経費</b>                      測量作業費に係る諸経費は、別表第1により直接測量費（成果検定費を除く）ごとに求めた諸経費率を当該直接測量費（成果検定費を除く）に乗じて得た額とする。</p> <p><b>別表第1</b></p> <table border="1" data-bbox="255 304 837 563"> <thead> <tr> <th rowspan="2">直接測量費</th> <th>50万円以下</th> <th colspan="2">50万円を超え1億円以下</th> <th rowspan="2">1億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">適用区分等</th> <th colspan="2">算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。</th> </tr> <tr> <td></td> <td>下記の率とする。</td> <td>A</td> <td>b</td> <td>下記の率とする。</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>率または変数値</td> <td>91.2%</td> <td>371.23</td> <td>-0.107</td> <td>51.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p>対象額が50万円を超え1億円以下の場合の算定式</p> $Z = A \cdot X^b$ <p>ただし、                      Z：諸経費率（単位：％）                      X：直接測量費（単位：円）                      A、b：変数値</p> <p>注）諸経費率（Z）の値は、小数2位を四捨五入して小数1位止めとする。</p>	直接測量費	50万円以下	50万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの	適用区分等	算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。			下記の率とする。	A	b	下記の率とする。	率または変数値	91.2%	371.23	-0.107	51.7%	<p><b>2-4 諸経費</b>                      測量作業費に係る諸経費は、別表第1により直接測量費（成果検定費を除く）ごとに求めた諸経費率を当該直接測量費（成果検定費を除く）に乗じて得た額とする。</p> <p><b>別表第1</b></p> <table border="1" data-bbox="1151 304 1733 563"> <thead> <tr> <th rowspan="2">直接測量費</th> <th>50万円以下</th> <th colspan="2">50万円を超え1億円以下</th> <th rowspan="2">1億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">適用区分等</th> <th colspan="2">算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。</th> </tr> <tr> <td></td> <td>下記の率とする。</td> <td>A</td> <td>b</td> <td>下記の率とする。</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>率または変数値</td> <td>95.8%</td> <td>288.50</td> <td>-0.084</td> <td>61.4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>対象額が50万円を超え1億円以下の場合の算定式</p> $Z = A \cdot X^b$ <p>ただし、                      Z：諸経費率（単位：％）                      X：直接測量費（単位：円）                      A、b：変数値</p> <p>注）諸経費率（Z）の値は、小数2位を四捨五入して小数1位止めとする。</p>	直接測量費	50万円以下	50万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの	適用区分等	算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。			下記の率とする。	A	b	下記の率とする。	率または変数値	95.8%	288.50	-0.084	61.4%	<p>諸経費率を改定</p>
直接測量費	50万円以下		50万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの																																		
	適用区分等	算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。																																					
		下記の率とする。	A	b	下記の率とする。																																		
率または変数値	91.2%	371.23	-0.107	51.7%																																			
直接測量費	50万円以下	50万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの																																			
	適用区分等	算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。																																					
		下記の率とする。	A	b	下記の率とする。																																		
率または変数値	95.8%	288.50	-0.084	61.4%																																			